

毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する 条例について

条例の概要及び許可申請等の手引き

生活環境課

目 次

1	埋立て等の許可手続き	1
2	災害発生防止のための措置	3
3	埋立て等の基準	4
4	埋立て等の標準断面図	6
5	埋立ての基準以外の許可の基準	8
6	土砂の埋立てに係る変更の許可等	9
7	土砂の埋立ての許可の取消し	10
8	許可申請事業主、許可事業主の義務	10
9	汚染された土砂の埋立ての禁止（土壌基準）	11
10	許可業者主が行う埋立てに係る土地の汚染調査	12
11	土砂搬入禁止区域	14
12	命令等	14
13	罰則	15
14	手数料	16
15	書類の提出先等	16

毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例について

毛呂山町では、土地を埋立てするときの高さ、法面の勾配などの規制を行うことや、汚染された土砂の搬入を禁止することで、町民生活の安全確保及び生活環境を保全することを目的として「毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下、「条例」という。）で、規制を行っています。

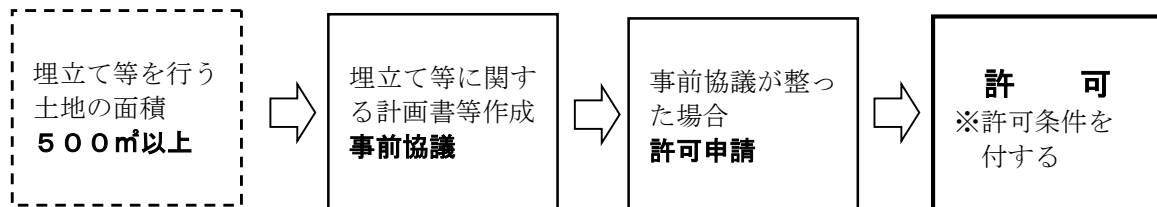
この条例では、埋立て等を、「土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）」と定義しており、土砂を用いて土地を埋立てたり、盛土を行う行為やストックヤード等に土砂をたい積する行為を対象としています。

1 埋立て等の許可手続き（事前協議含む）

（1）埋立て等の許可手続き

埋立て等を行おうとする事業主（土地の所有者、埋立て等を自ら行う者、埋立て等の工事を発注する者）は、埋立て等に係る土地の区域の面積が500㎡以上となる時は、事前協議を行い、埋立て等の計画を定め、町長の許可を受けなければなりません。

なお、500㎡未満であっても、隣接する土地で一年以内に同一事業主により埋立て等を行い、その面積の合計が500㎡以上になる場合も含まれます。

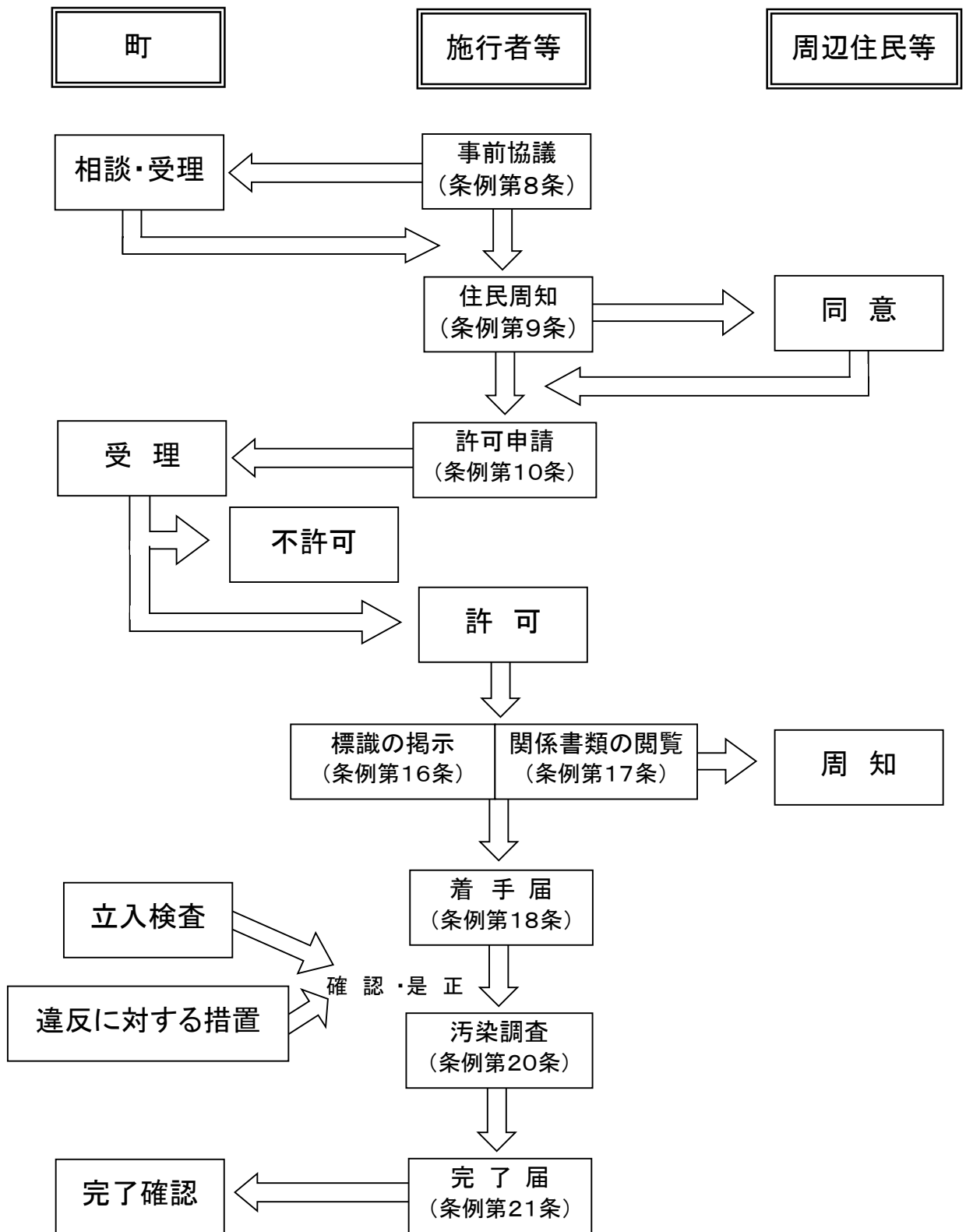


許可の基準に適合

許可の基準（詳細：P4「3 埋立て等の基準」参照）

- 1 土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止する上での基準
 - （1）埋立て等する土砂の高さ、のり面の勾配
 - （2）排水施設、擁壁、その他の施設
 - （3）地形、地質又は周囲の状況等に応じ配慮すべき事項等
- 2 許可申請事業主又は元請負人の資力、信用
- 3 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意
- 4 事業区域に隣接する土地所有者等の同意
- 5 事業区域に隣接する関係住民の同意

◆埋立て等基本フロー図



(2) 埋立て等の許可の手続きの適用除外

※③については届出が必要(様式第2号) 該当の有無については事前にお問い合わせください。

- | |
|---|
| <p>①埋立て等に係る土地の区域の面積が500㎡未満の埋立て等(500㎡未満であっても、隣接する土地で一年以内に同一事業者により埋立て等を行う場合はその面積の合計)</p> <p>②土地の造成その他の事業で、当該事業の区域における土砂のみを用いて行う埋立て等</p> <p>③法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で、規則で定めるものに係る行為として行う埋立て等であって、規則の定めるところにより、町長に届け出たもの</p> <p>【例】森林法、農地法、道路法、河川法、土地区画整理法、都市公園法等</p> <p>④国、地方公共団体が行う埋立て等</p> <p>⑤公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、無秩序な埋立て等となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る埋立て等</p> <p>【例】土地改良事業、道路又は河川に関する事業、都市計画事業、公園事業等</p> <p>⑥災害復旧のために必要な応急措置として行う埋立て等</p> <p>⑦法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う埋立て等</p> <p>⑧無秩序な埋立て等のおそれがないものとして規則で定める埋立て等</p> <p>ア運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積</p> <p>イ土地改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積</p> <p>ウ採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂(岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。)のみを用いて行う土砂のたい積</p> |
|---|

2 災害発生防止のための措置

- | |
|---|
| <p>①埋立て等を行う者の責務</p> <p>ア 埋立て等に係る土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、埋立て等を行う土地の周辺的生活環境の保全に配慮しなければならない</p> <p>イ 埋立て等に伴い苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない</p> |
| <p>②土地の所有者、管理者又は占有者の責務</p> <p>ア 土地の所有者、管理者又は占有者は、無秩序な埋立て等により、土砂の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない</p> |

3 埋立て等の基準

①埋立て等の最大たい積時及び完了時において、たい積する土砂の高さ及びのり面の勾配に関する基準

ア 土砂の高さ※₁は、2 m(埋立て等の目的から必要があると町長が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び埋立て等に使用する土砂の安定計算をした結果埋立て等により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値)以内であること。

[P-6,7 図(1)～(5)参照]

イ 埋立て等により生ずる法面※₂の勾配は、垂直1 mに対する水平距離2 mの勾配(埋立て等の目的から必要があると町長が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び埋立て等に使用する土砂の安定計算をした結果埋立て等により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた埋立て等により生じたのり面の勾配)以下であること。[P-6,7 図(1)～(5)参照]

②排水施設、擁壁その他の施設に関する基準

ア 埋立て等に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように必要な排水施設が設置されていること。

イ 排水施設の構造は、下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準※₃に適合するものであること。ただし、埋立て等の目的が一時的な土砂の保管、その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

ウ 擁壁は、宅地造成等規制法施行令第6条から第11条までの規定を準用する。

エ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

③地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置に関する基準

ア 埋立て等に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該埋立て等に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

イ 垂直1 mに対する水平距離が4 m以下の勾配である土地に埋立て等を行う場合は、埋立て等を行う前の土地の地盤と埋立て等に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

[P-7図(5)参照]

ウ 埋立て等の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他埋立て等に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じ必要な措置が講じられていること。

エ 埋立て等に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と埋立て等に係る土地との間隔が最大たい積時の埋立て等の高さに対応する長さを確保する等の措置が講じられていること。

[P-8図(6)参照]

オ 埋立て等に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、埋立て等を行う時間※₄、期間等が定められていること。

カ 埋立て等に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

※1 埋立て等により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（埋立て等の前において埋立て等に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあつてはその隣接部分の最低部と埋立て等により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあつては擁壁の最高部と埋立て等により生じた地表面の最高部との高低差）

※2 擁壁に覆われたのり面を除く。

※3 排水施設の基準（下水道法施行令第8条）

第2号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第3号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

第8号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

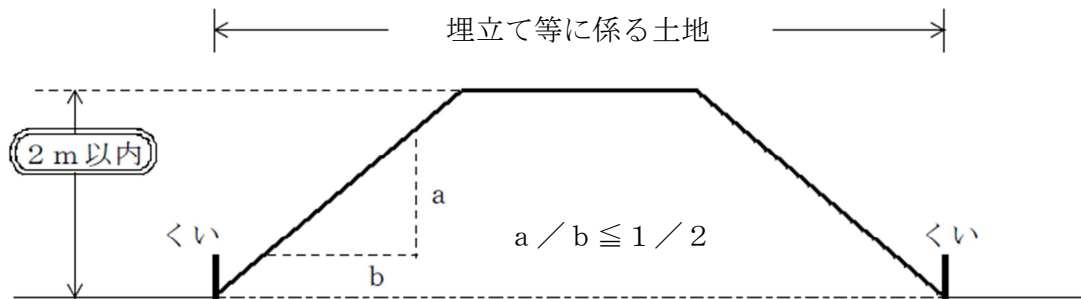
第9号 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

第10号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15cm以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

※4 夜間の埋立て等禁止

4 土地の埋立て等の標準断面図

(1) 一般的なたい積の場合（土地が平坦な時）

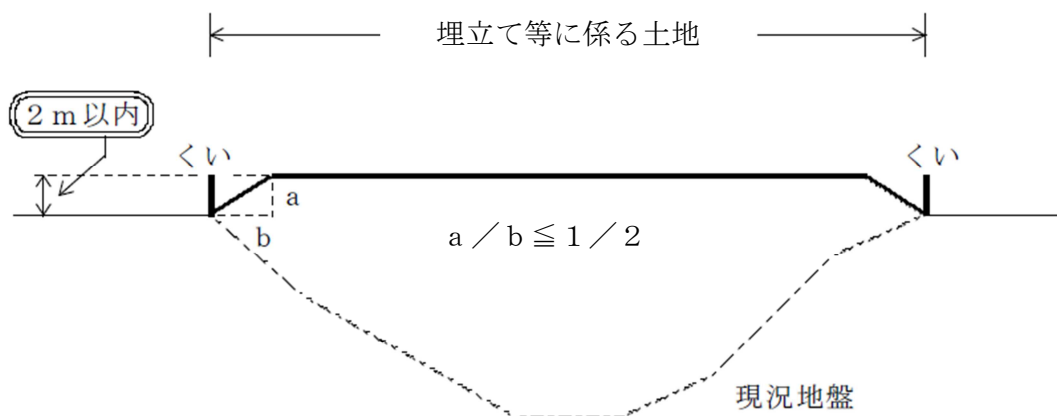


※埋立て等の基準 高さ：2 m以内

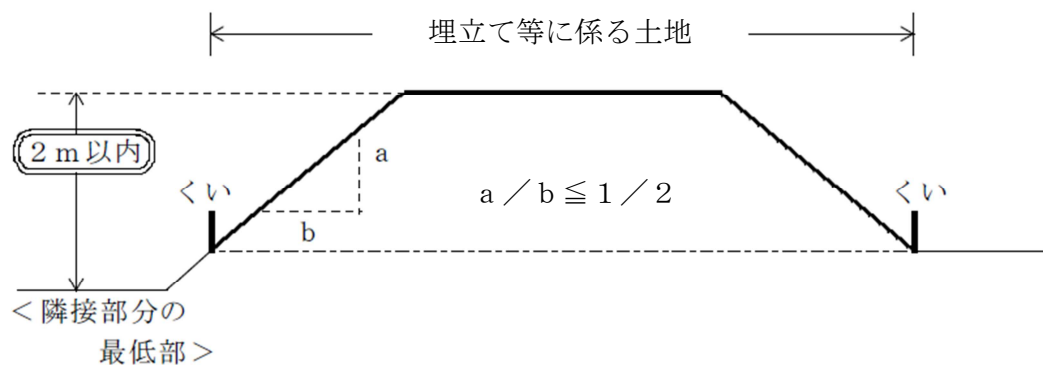
のり面勾配： a/b が $1/2$ 以下

※くいは、敷地境界及び土砂の埋立て範囲に設置が必要

(2) 穴等の埋立ての場合

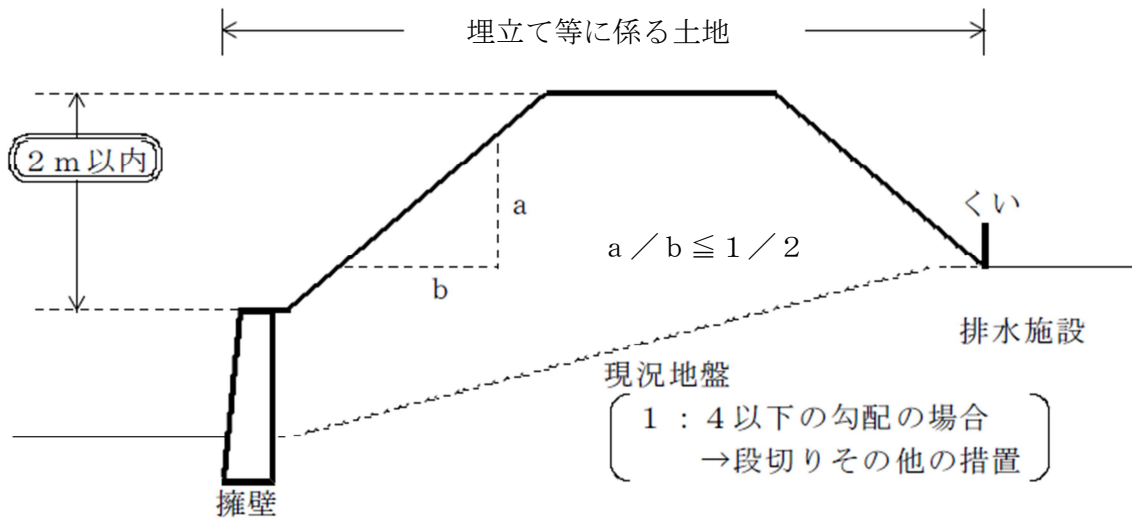


(3) 隣接する土地との高低差がある場合

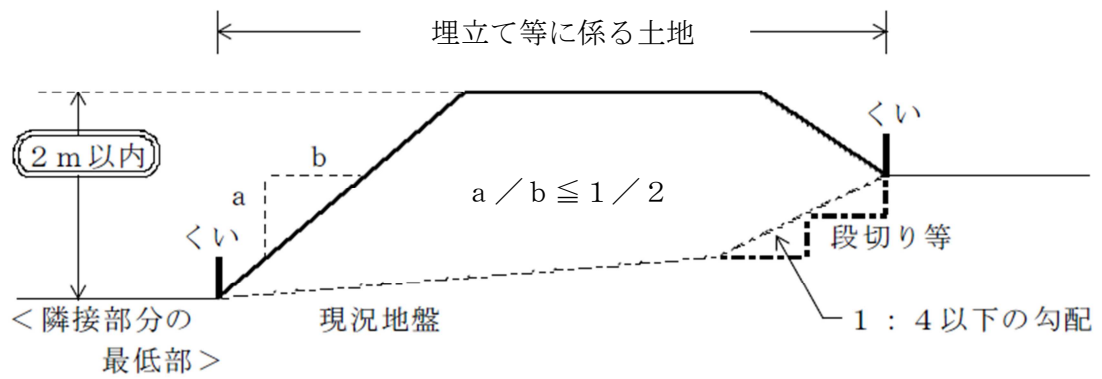


※高低差が2 m以上ある場合には擁壁が必要

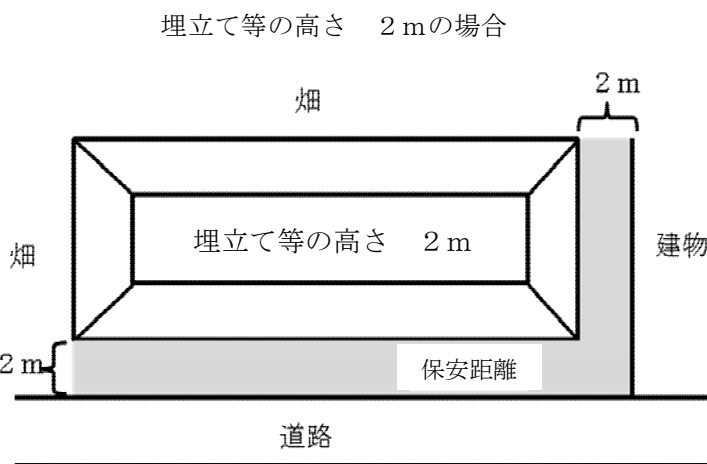
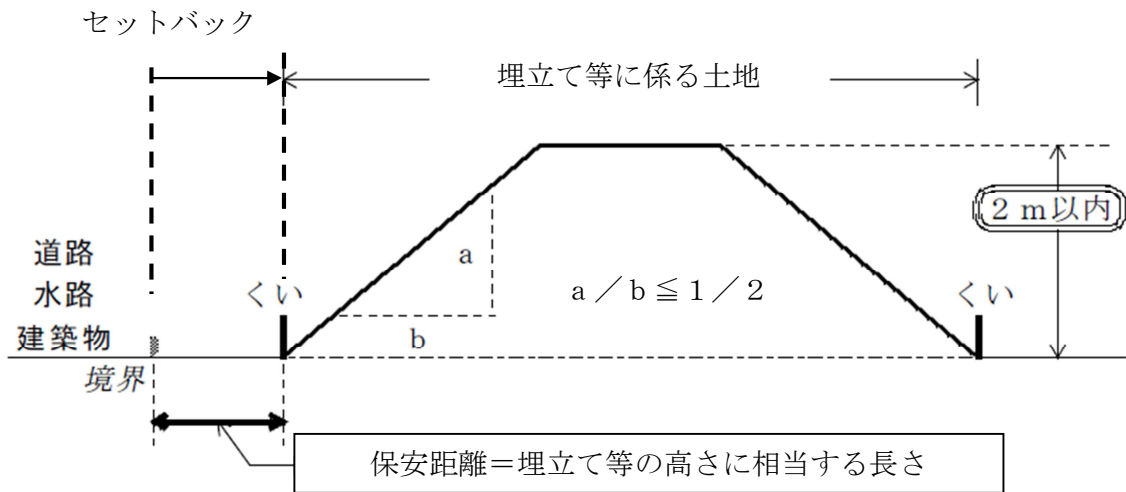
(4) 擁壁を用いる場合



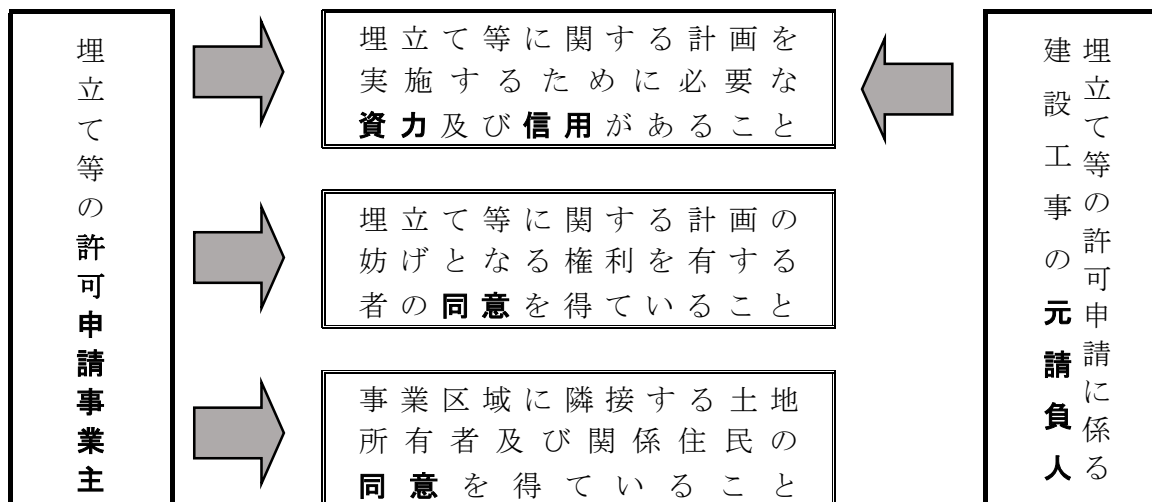
(5) 勾配のある土地の場合



(6) 周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合



5 埋立て等の基準以外の許可の基準



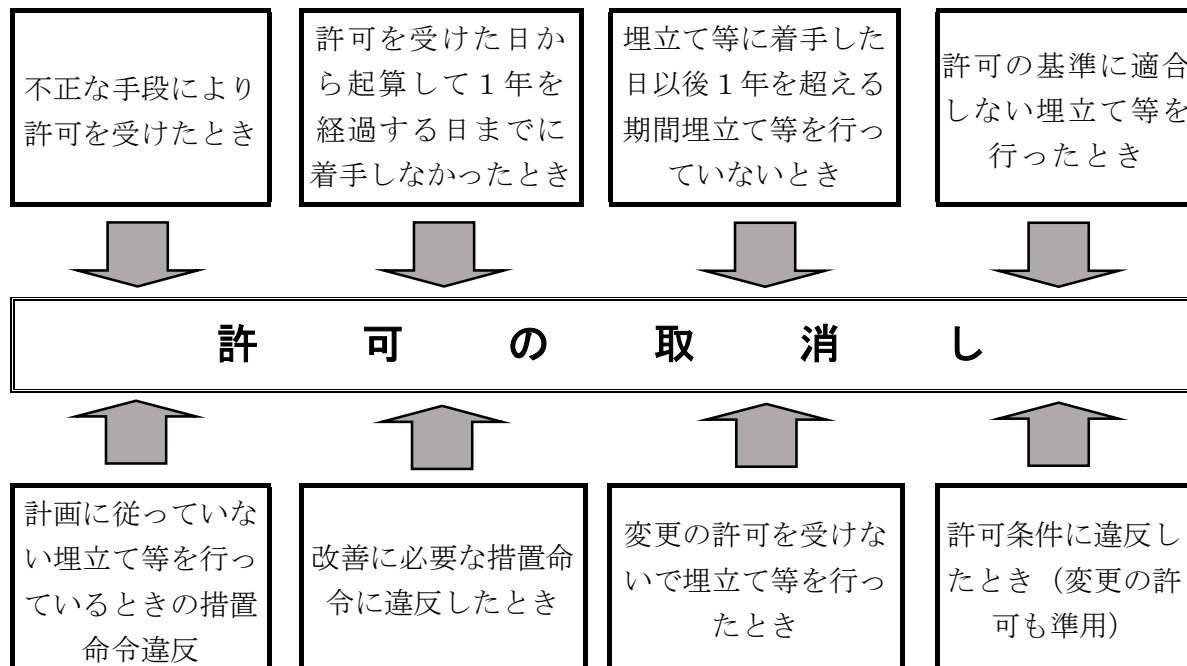
6 埋立て等に係る変更の許可等

埋立て等の申請内容に変更があった場合や埋立て等に着手した場合等の際は、下記の手続きが必要となります。

許可等の種類	許可等の必要な場合	届出等の時期
変更の許可申請	埋立て等に係る土地の区域の所在地及び面積の変更、埋立て等の目的の変更、元請負人の氏名・住所・代表者などの変更、1日当たりの土砂の搬入車両台数の変更、埋立て等の高さの増加、のり面の勾配の増大、排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画変更、災害・事故等の防止のためにとる措置の変更、埋立て等を行う期間の変更	変更をしようとするときは、許可を受けることが必要
変更の届出	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	変更があった日から14日以内
	最大たい積時において埋立て等に用いる土砂の数量の変更、埋立て等の高さの減少、のり面の勾配の緩和、周囲の生活環境の保全のための方策の変更	あらかじめ
着手の届出	埋立て等に着手したとき	10日以内
埋立て等に係る定期報告	埋立て等の着手の日から1月ごと (最後に1月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間)	各期間経過後14日以内
埋立て等に係る土地の汚染調査	900㎡以上の場合、埋立て等に着手した日から3月ごと及び完了又は廃止のとき、埋立て等を行った土地について900㎡ごとに1地点以上※	調査を行った日から14日以内
	900㎡未満の場合、完了又は廃止のときに1地点以上	
完了等の届出	埋立て等を完了した場合	10日以内
	埋立て等を廃止した場合	

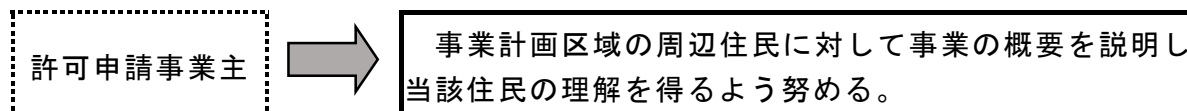
※ 5地点混合法による土壌調査 [P-12参照]

7 埋立て等の許可の取消し

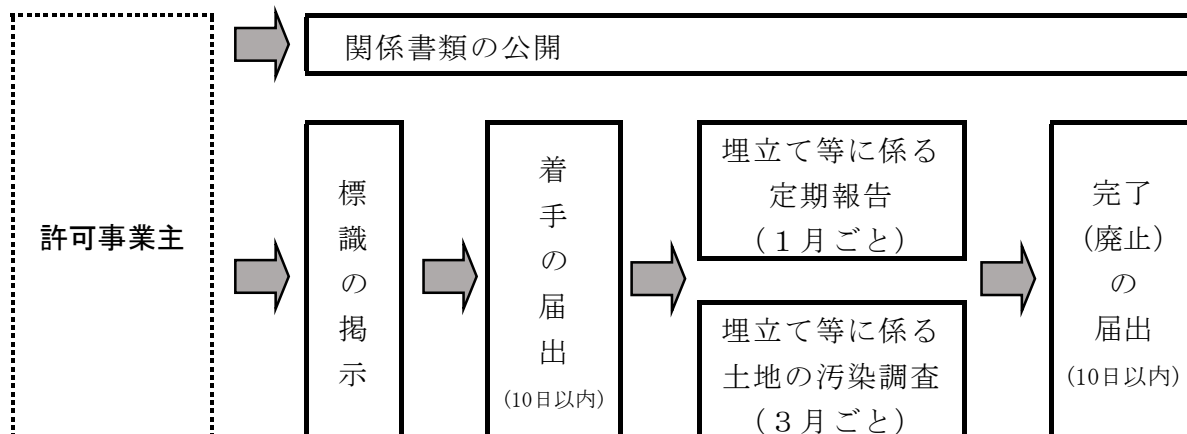


8 許可申請事業主、許可事業主の義務

(1) 許可申請事業主



(2) 許可事業主



9 汚染された土砂の埋立て等の禁止（土壌基準）

有害物質による汚染の状態が規則で定める土壌基準に適合しない土砂を埋立て等に使用してはならない。

土壌基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準	
カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下	
六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	250mg/kg以下	
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン)50mg/kg以下	
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	15mg/kg以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下	
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下	
砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg以下	
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4,000mg/kg以下	
ほう素及びその化合物	1mg/ℓ以下	4,000mg/kg以下	
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	—	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下		
1,1-ジクロロエタン	0.1mg/ℓ以下		
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下		
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下		
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下		
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		
P C B	検出されないこと		
シマジン	0.003mg/ℓ以下		
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		
チウラム	0.006mg/ℓ以下		
有機りん化合物	検出されないこと		
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下		
ダイオキシン類	—		1000pg-TEQ/g

○で囲んだ箇所が、本条例で求める汚染調査項目です。

注) 埋立て等の許可後に調査・届出が必要な汚染調査項目は○で囲んだ箇所のみですが、それ以外の項目は基準を超えても良いということではありません。上表の土壌基準（溶出量基準、含有量基準いずれか共に）に適合しない埋立て等は禁止されています。

10 許可事業主が行う埋立て等に係る土地の汚染調査

(有害物質9物質の土壌含有量調査方法)

— 土壌汚染対策法に規定する土壌汚染状況調査 —
(汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地)

(1) 汚染調査を実施する機関

汚染調査は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼すること。

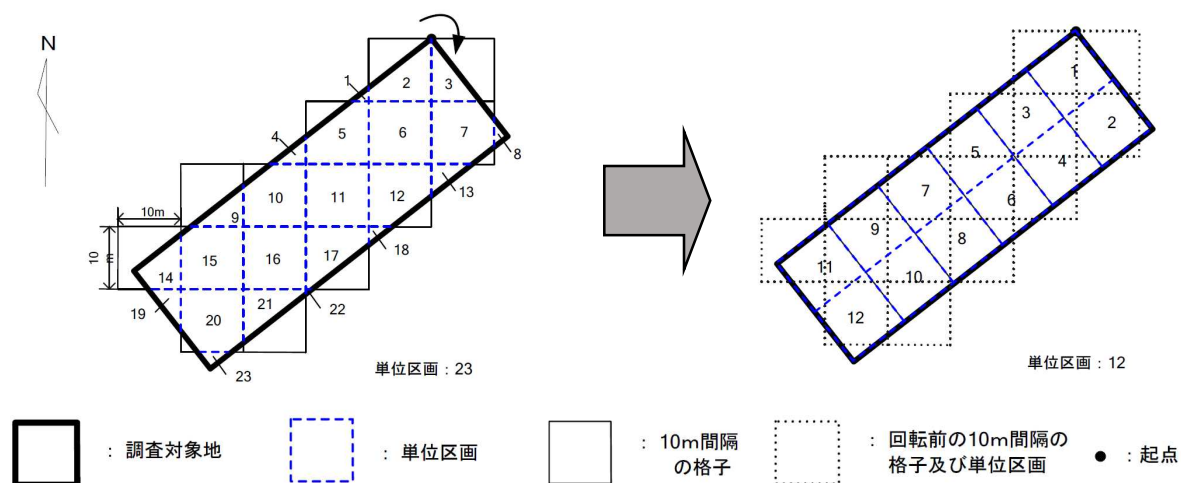
(2) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端(複数ある場合は、そのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に10m四方の方向の格子状に、調査対象地を区画すること。

ただし、

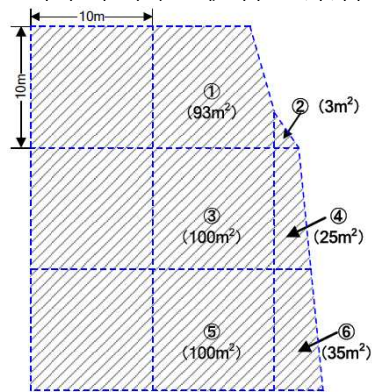
- ① 区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

・ 10m間隔の格子を回転させた場合の単位区画の設定方法



- ② 区画された調査対象地(単位区画)であって隣接するものの面積の合計が130㎡を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。(統合した単位区画の一辺の長さが20mを超えてはならない。)

・ 単位区画の統合の条件

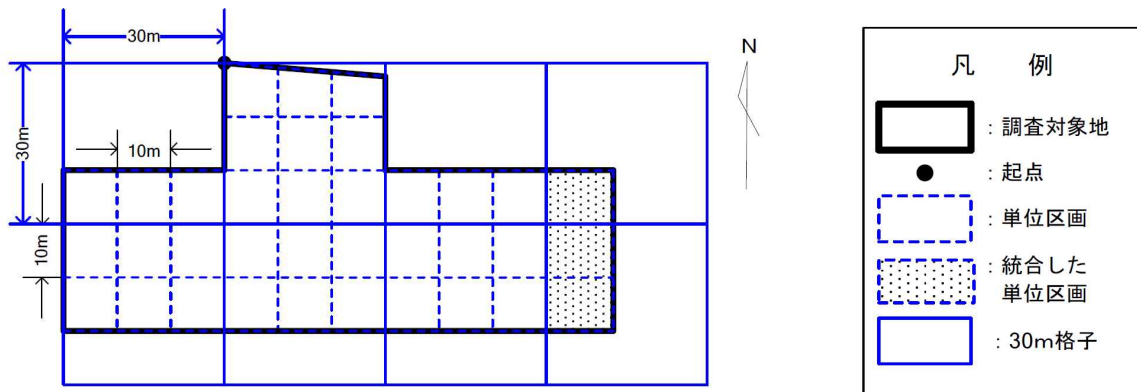


①+②	<	130 m ²	・・・OK
③+④	<	130 m ²	・・・OK
⑤+⑥	>	130 m ²	・・・NG
④+⑥	<	130 m ²	・・・OK
②+③	<	130 m ²	・・・NG
(区画の辺で接していない)			
②+④+⑥	<	130 m ²	・・・NG
(併せた部分を区画する線に垂直に投影した長さが20m超)			

(3) 各単位区画ごとに行う試料採取

900 m²単位で試料採取を行うこととし、30 m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する(5地点混合法)こと。

・ 30m格子の設定方法



(4) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。

(5) 試料採取の方法

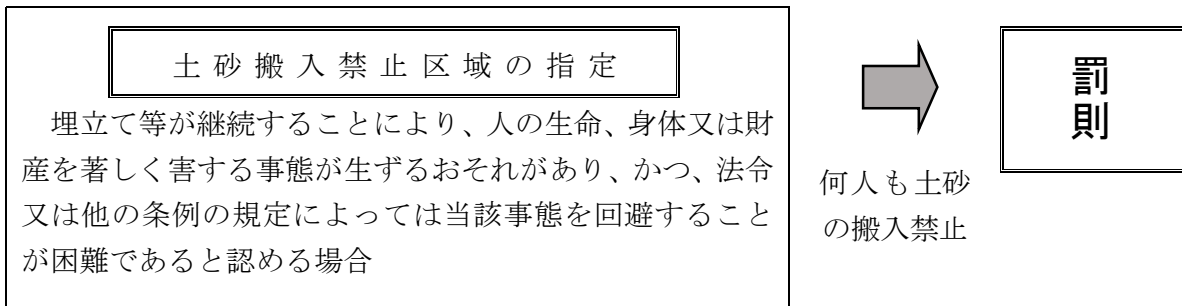
表層(地表から5 cm)の土壌と、5 ~ 50 cmまでの深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の量が均等になるように混合すること。

(6) 測定の方法

平成15年3月6日環境省告示第19号(土壌含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定すること。

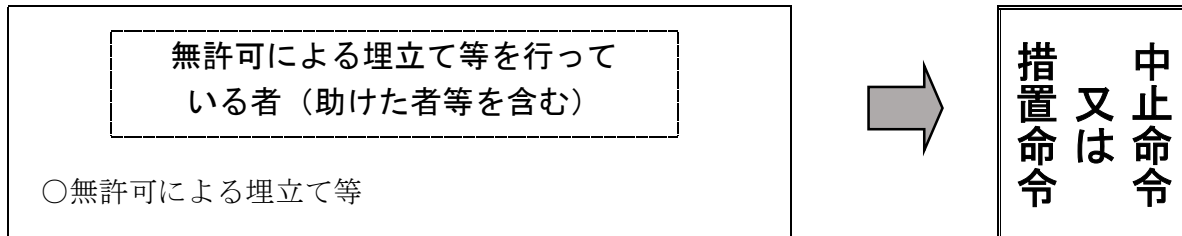
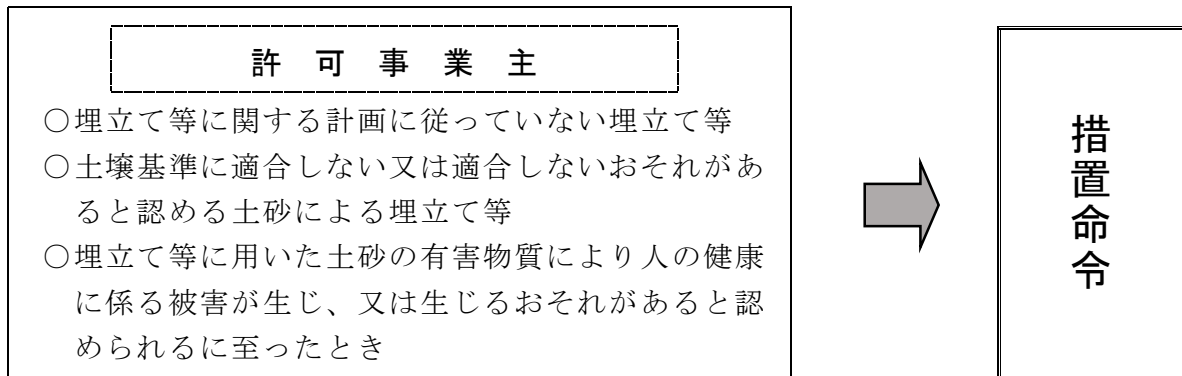
※試料採取の方法は、表層から50 cmまでの土壌を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

1 1 土砂搬入禁止区域

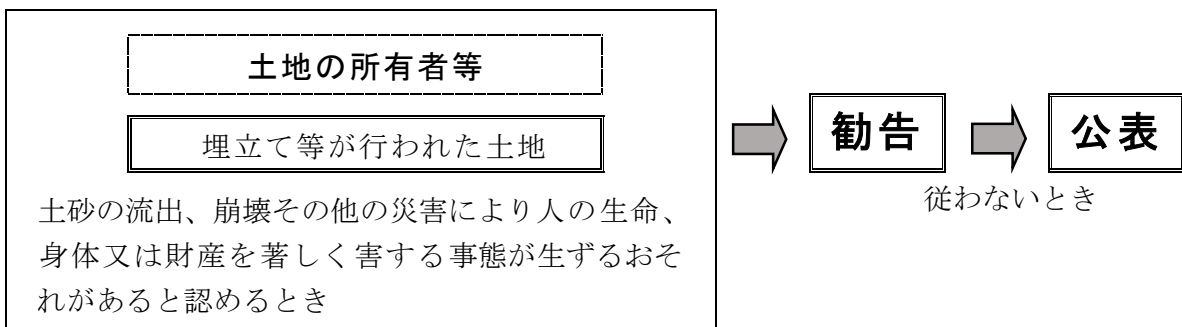


1 2 命令等

(1) 命令



(2) 勧告



13 罰 則

(1) 次に該当する者は、**2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金**

- ①埋立て等の許可又は変更の許可を受けず埋立て等を行った者
- ②無許可で埋立て等を行った者に対する中止命令又は措置命令に違反した者

(2) 次に該当する者は、**1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金**

- ①埋立て等に関する計画に従って、埋立て等を行っていない者に対する措置命令に違反した者
- ②土壌基準に適合しない、又は適合しないおそれがあると認める土砂による埋立て等を行っている者に対する措置命令に違反した者
- ③埋立て等に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる埋立て等を行っている者に対する措置命令に違反した者

(3) 次に該当する者は、**6月以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金**

- ①土砂搬入禁止区域へ土砂を搬入した者
- ②埋立て等の許可事業主から町長の許可なく事業を譲受けた者

(4) 次に該当する者は、**500,000円以下の罰金**

- ①正しい標識を掲示していない許可事業主
- ②定期報告又は埋立て等に係る土地の汚染調査の届出をせず、又は虚偽の届出をした許可事業主
- ③許可事業主の地位を継承した届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ④報告等の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- ⑤立入検査の拒否、妨げ、忌避又は質問に対しての無答弁、若しくは虚偽の答弁をした者

(5) 次に該当する者は、**300,000円以下の罰金**

変更、着手又は完了等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) (1)～(5)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑

14 手数料

許可の種類	埋立て等を行う区域の面積	手数料の額
埋立て等の許可	500㎡以上1,000㎡未満	1件につき 10,000円
	1,000㎡以上3,000㎡未満	1件につき 26,000円
	3,000㎡以上	1件につき 54,000円
変更の許可	500㎡以上1,000㎡未満	1件につき 5,000円
	1,000㎡以上3,000㎡未満	1件につき 13,000円
	3,000㎡以上	1件につき 27,000円

15 書類の提出等

(1) 書類の提出先
毛呂山町役場 生活環境課

(2) 提出部数
正副2部

毛呂山町役場 生活環境課

所在地：〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電話：049-295-2112

FAX：049-295-0771

ホームページ：<http://www.town.moroyama.saitama.jp>

Eメール：seikatsu@town.moroyama.lg.jp